

公共事業事前評価調査(公共事業事前評価結果整理表)

主要目標番号	Ⅱ.Ⅱ-1.(4)
対象事業	道路・街路事業
主要目標	交差点の安全性、円滑性の向上

優先順位付け の考え方	対象地区・箇所名	個別事業の妥当性評価						事業間優先度の評価						事業間 ランク	評価委員会意見	総合意見	評価結果	
		公共関 与、事 業執行 主体の 妥当性	経済効 率性	事業 実施、 規模 の妥当 性	整備 手法 の有効 性	環境 負荷 への 配慮	事業 計画 の熟 度	貢献度ランクの評価			副次効果ランクの評価							
								貢献度 ランク	死傷事故率	自動車交通量	道路構造例へ の適否	副次効果 ランク	評点					
									件/億台キロ	台/12h	適否							
事故の発生確 率、交通量の多 い区間、道路構 造令に示された 事項を満たして いない箇所の対 策を優先する。	(主)甲府葦崎線	○	-	○	○	○	○	a	297	8,416	不適合	1	3	S I			実施	
	(一)白井河原八田線	○	-	○	○	○	○	a	198	4,805	不適合	1	3	S I			実施	
									基準値	100	3,314	不適合	基準値	3.0				

副次効果評価調査書

主要目標番号	II-1-1.(4)		主要目標に対応する副次効果項目	対象地区・箇所	評価の説明	評価結果	
主要目標	交差点の安全性、円滑性の向上						
評価対象地区・箇所名	(一)白井河原八田線						
主要目標項目	I-1. 交通の利便性の向上	(1) 生活圏中心都市・拠点機能へのアクセス向上	●注	○	自動車交通量4,805台/12h>3,314台/12h、混雑時走行速度 27.8km/h<30km/h以下 ランクa	2	
		(2) 市町村中心地・大規模拠点施設へのアクセス向上	●注				
		(3) 市街地内の交通の円滑化	●注				
		(4) 集落間・小規模拠点施設へのアクセス向上	●注				
	I-2. 生活環境の向上	(1) 森林機能の維持・向上					
		(2) 憩い空間の創出					
		(3) 生活排水処理機能の向上					
		(4) 良好な市街地空間の確保	●				
		(5) 適正な居住空間の確保					
		(6) 歩行者等の通行空間の確保					
		(7) 道路景観の向上					
	I-3. 農林水産業の振興	(1) 中山間地域等の農村生活・生産機能の向上					
		(2) 農業生産力の向上					
		(3) 農業用排水能力の向上					
		(4) 農林水産業経営の合理化(非公共)					
		(5) 森林整備の効率化					
	II-1. 交通の安全性の向上	(1) 歩行者等の安全性の確保	●				
		(2) 災害に強い道路の確保					
		(3) 都市災害防止	●				
		(4) 交差点の安全性、円滑性の向上					
II-2. 洪水・土砂被害の防止	(1) 洪水被害の防止						
	(2) 土石流被害の防止						
	(3) 崖崩れ被害の防止						
	(4) 地滑り被害の防止						
II-3. 鳥獣被害の防止	(1) 鳥獣被害の軽減						
副次効果項目	交通利便性	交通ターミナル機能の強化					
		アクセス機能の維持	●				
		主要渋滞ポイントの解消	●				
	生活環境	水質の浄化					
		大気汚染の軽減					
		騒音・振動の軽減					
		良好な景観の創出					
		バリアフリー化の促進					
		ライフラインの強化					
		身近な緑地・交流の場の提供					
		飲雑用水の安定供給					
		糞尿の処理					
		地域の文化・学習等活動の支援					
	各種情報の円滑な提供						
	自然環境	水源涵養機能の向上					
		生態系空間の再生					
	事故・災害防止	防火帯・延焼遮断帯の確保					
		緊急時の避難・救助機能の確保	●				
		被災時の被害波及の防止					
		既存施設の崩壊危険性の排除					
生産性	走行安全性の確保	●	○	100件/億キロ以上の区間で、事故原因を解消できる区間	1		
	林業生産力の向上						
	遊休農地の解消						
	新たな公共用地の創出						
	農地の保全						
その他	農林産物の販売促進						
	自然エネルギーの活用						
	リサイクルの推進						
	文化・歴史的資源等の保存・復元						
重要プロジェクトとしての位置づけ	他事業との一体施工	●					
	重要プロジェクトとしての位置づけ	●					
					副次効果 評点合計	3	

注1)「主要目標に対応する副次効果項目」の欄に「●」が附されている副次効果項目のうち、「対象地区・箇所」で想定される副次効果の欄に「○」を記入、「評価の説明」欄に具体的な評価内容を記入する。
 注2)副次効果の内、他の主要目標に該当するものは、当該主要目標内でのランク区分の基準に従いランク付けを行い、ランクaに該当するものは2点、ランクb以下の場合には1点とする。
 注3)「II-1.(1)歩行者等の安全性の確保」、「II-1.(2)災害に強い道路の確保」、「II-1.(4)交差点の安全性、円滑性の向上」を主要目標とする事業(地区・箇所)の副次効果の評価に当たり、「I-1. 交通の利便性の向上」に基づく副次効果項目については、いずれか1項目のみを抽出し評価を行う。